

<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>一六、八九六</p>	<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>一六、六二五</p>
---	---	---	---

改

正

後

改

正

前

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

財務大臣 麻生 太郎  
 厚生労働大臣 加藤 勝信  
 農林水産大臣 齋藤 健  
 経済産業大臣 世耕 弘成  
 環境大臣 中川 雅治

○農林水産省、厚生労働省、  
 環境省、経済産業省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一三、六五〇
規則第四條第四号に規定する分別基準適合物	三、一六八
規則第四條第五号に規定する分別基準適合物	二九、一〇〇
規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	七四、三四九

  

規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一三、五五九
規則第四條第四号に規定する分別基準適合物	三、〇六九
規則第四條第五号に規定する分別基準適合物	二九、二〇〇
規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	七三、七五五